

大規模園芸経営体育成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、宮城の将来ビジョン及びみやぎ食と農の県民条例基本計画（令和3年3月）に掲げる園芸産出額目標の早期達成に向け、販売額の拡大に関わる施設及び機械等の整備に関する事業計画の認定を受けた県内の農業法人が行う事業に要する経費について、その一部を補助するとともに、当該事業計画を総合的に支援することにより、将来にわたり本県の園芸生産の主要な担い手となる大規模園芸経営体を育成し、本県農業振興の一助とするため、大規模園芸経営体育成事業実施要領（平成24年4月16日施行。以下「要領」という。）に基づき実施する事業に要する経費について、当該事業の実施主体に対し、予算の範囲内において、大規模園芸経営体育成事業費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 当該補助金の交付対象となる事業及び経費並びに補助率等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) 仕様書及び実施設計書（別紙2）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別紙3）
- (4) 納税証明書
- (5) 国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書（別紙4）
- (6) BCP（事業継続計画）を示す書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に滞納や未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、事前に知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記し、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつ

ては、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、事前に知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記し、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 知事は、交付の決定に当たっては、第3第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第3第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(事業着手及び入札報告)

第5 補助事業の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、施設設置又は機械等購入の事業に着手したときは、別記様式第4号及び別記様式第4号別紙による事業着手及び入札報告書を知事に提出しなければならない。

(事業遂行状況報告)

第6 規則第10条の規定による報告は、別記様式第5号によるものとし、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在において作成し、翌月の20日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号によるものとし、補助事業完了の日から一か月を経過した日又は事業実施年度の3月5日の早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績報告書(別紙1)

(2) 出来高設計書(別紙2)

(3) 財産管理台帳(別記様式第12号)

(4) 領収書の写し

(5) 園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等の加入申込書又は加入証書の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は補助事業遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により事業の遂行に応じて概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

2 ただし、概算払いにより交付することができるものは、事業の実施量に応じた額以内とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取り消し等)

第10 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者やその構成員が法令に違反した場合
- (6) 補助事業者やその構成員が暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第11 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業により整備した施設等の不動産及びその従物
- (2) 補助事業により取得し、又は効用が増加した機械等
- (3) その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要と認めるもの

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第12 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、又は取り壊そうとするとき等は、事前に別記様式第9号による取得財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

2 補助事業者は事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により当該施設及び機械等を処分制限期限内に移転、更新又は、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増改築、模様替え等及び当該補助金の交付の目的に反した用途に使用しようとするときは、あらかじめ知事の適正な指示を受けるとともに、その理由を明記し、別記様式第10号により知事に届け出るものとする。

3 補助事業者は当該施設及び機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害による被害が発生したときは、直ちに、別記様式第11号により、知事に報告するものとする。なお、その報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災程度、復旧見込み額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

(帳簿及び書類の備付け等)

第13 補助事業者は、第12の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため別記様式第12号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業名の掲示)

第14 当該補助金により設置、又は導入された施設及び機械等には、当該実施年度と事業名を掲示又は記入するものとする。

(書類の提出及び経由)

第15 この要綱により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所長（以下「所長」という。）を経由するものとし、所長はその写しを保管するものとする。

2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する所長を経由するものとする。

(運営状況報告)

第16 知事は、当該補助事業により設置され、又は導入された施設及び機械等の運営状況等について、第12の期間について報告を求めることができる。

(災害等に対する備え等)

第17 補助事業者は第12の期間について、当該施設及び機械等を対象として、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須）、動産総合保険（天災等に対する補償を必須）に加入し、災害等のリスクに備えるものとする。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月16日から施行し、平成24年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月28日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月6日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月18日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月20日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月8日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表

大規模園芸経営体育成事業費補助金の交付対象となる経費及び補助率等

(注) 市町村等他の補助額等が、総事業費から県補助額を除いた自己負担額を超えた場合はその超過分を県補助額から除く。

事業名	事業実施主体	経 費	補 助 率 (補助金)	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
大規模園芸 経営体育成 事業	<p>県内で園芸生産を行っており、大規模園芸経営を目指す農業法人(株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社又は農事組合法人)。</p> <p>※事業実施年度において設立、登記する場合は、交付決定前に登記完了していること。交付決定前に事前着手する場合は着手前に登記完了していること。</p> <p>※農地を利用する場合は、交付決定前に農地所有適格法人又は認定農業者の要件を満たすこと。交付決定前に事前着手する場合は、交付決定前着手届の提出前に農地所有適格法人又は認定農業者の要件を満たすこと。</p>	<p>園芸品目の販売額増大を図るため、知事の認定を受けた「大規模園芸経営体育成事業実施計画」を達成するために必要な先進技術を有する園芸施設及び機械等の整備又は取得に要する経費</p> <p>※中古施設及び機械等については残存耐用年数が5年以上あり、耐用年数の保証があること。</p>	<p>1/2以内 ただし、補助金の上限を60,000千円とする。</p> <p>1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。</p>	<p>1 事業実施主体ごとに事業費の20%を超える減少</p> <p>2 事業費の増加(県補助金の増額を伴う場合)</p>	<p>1 事業実施主体の変更</p> <p>2 構造又は能力等の変更(20%を超える増減)</p>